

物 品 売 買 契 約 書

物 品 名	インターネット接続端末等 一式
規格/数量/単位	別紙のとおり
契 約 金 額	金●, ●●●, ●●●円 (うち消費税及び地方消費税 金円)
納 入 期 限	令和8年2月28日
納 入 場 所 等	納入場所: 地方独立行政法人市立大津市民病院 方法: 売扱人により搬入
契 約 保 証 金	免 除
履行遅滞による 延 滞 金	売扱人は、自らの責めに帰すべき理由により納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の翌日から合格品を完納するまでの日数に応じて、遅延数量に相当する契約金額につき年2.5%の割合をもって計算した額を持って延滞金として買受人に支払うものとする。日数計算については、検査に要した日数はこれを算入しない。買受人は、延滞金のあるときは、これを契約金額及び契約保証金から控除し、なお不足するときは当該不足分を徴収するものとする。
検査、引渡し及び契約不適合責任	<p>本物品は、本契約の内容・目的に適合し、通常有すべき性能・品質であることを要し、買受人は、売扱人から物品を納入した旨の通知を受けた日から14日以内に当該物品の検査を行うものとし、検査に合格した物品については、その引渡しを受けるものとする。</p> <p>買受人は、本物品の納入後に本契約の不適合を発見したときは、速やかに売扱人に通知しなければならない。</p> <p>本物品の検査合格後1年以内に契約不適合が発見されたときは、買受人は、売扱人に対して修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができるものとし、売扱人への通知から5年間の時効とは別に、買受人が追完期限を定めるものとする。</p> <p>この場合において、追完期限までに売扱人が履行を追完せず、催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき、履行の追完が不能であるとき、また売扱人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したときには、買受人は売扱人に対し、代金減額の請求又は本契約の解除を請求することができるものとし、買受人の不利益の程度によっては、履行の追完及び代金減額は、売扱人に対する損害賠償の請求及び契約解除を妨げるものではないものとする。</p> <p>尚、本契約には商法第526条の規定は適用しないものとする。</p>
契約金額の支払	買受人は、検査に合格した物品の引渡しを受けた後、売扱人の発行する適法な支払請求書を受理した日から60日以内に契約金額を支払うものとする。
危 険 負 担	引渡し前に買受人及び売扱人の責に帰すことができない理由により生じた損害については、売扱人の負担とする。ただし、売扱人が善良な管理者としての相当の注意を怠らなかつたと認められるときは、買受人においても相当の損害を負担するものとする。
そ の 他	<p>1 売扱人は、この契約に関する権利義務を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。</p> <p>2 上記事項を変更又は追補する必要があるときは、買受人、売扱人協議の上行う。</p> <p>3 売扱人は、この契約に定めのないものについては地方独立行政法人市立大津市民病院契約規程に定められた条項を遵守し、及び別紙に記載する契約の解除並びに違約金及び賠償金に関する条項に合意するものとする。</p>

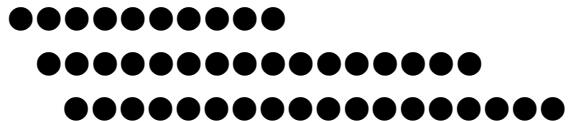
この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、買受人、売扱人記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年●月●日

大津市本宮二丁目9番9号

買受人 地方独立行政法人 市立大津市民病院
理 事 長 河 内 明 宏

売扱人



契約の解除並びに違約金及び賠償金に関する条項

(契約の解除)

第1条 買受人は、売扱人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 履行の催告をしたにもかかわらずこの契約を履行しないとき、又はこの契約に違反し契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(2) 資力の低下等によりこの契約を履行できないおそれがあると認められるとき。

(3) 売扱人（売扱人が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（売扱人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、売扱人が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の売買契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 売扱人が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、買受人が売扱人に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、売扱人がこれに従わなかつたとき。

第2条 買受人は、この契約に関し、売扱人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、売扱人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条第1項若しくは第2項（同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第7条の2第1項（同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。

(2) 売扱人（売扱人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第3条 売扱人は、次の各号のいずれかに該当するときは、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を買受人の指定する期間内に買受人に支払わなければならない。ただし、売扱人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第1条第1号又は第2号の規定によりこの契約が解除された場合においてその原因が売扱人の責めに帰すべき事由によるとき、又は同条第3号の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 売扱人がその債務の履行を拒否し、又は売扱人の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 売扱人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(2) 売扱人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 売扱人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(損害賠償責任)

第4条 売扱人は、この契約の履行に関して買受人に損害を与えたとき、又はこの契約に定める義務を履行しないために買受人に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。この場合においても、売扱人は、延滞金及び前条第1項の規定による違約金の支払を免れない。

2 売扱人は、この契約の履行に関して第三者に損害を与えたときは、直ちにその第三者に対してその損害を賠償しなければならないものとし、買受人は、その第三者に対して損害賠償の責めを負わないものとする。

第5条 売扱人は、この契約に関し、第2条各号のいずれかに該当するときは、買受人が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を買受人の指定する期間内に買受人に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後も同様とする。

2 前項の規定は、買受人に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、買受人がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

調達物件仕様要件書

【ハードウェア】

共通条件 提案機種は以下の必須仕様を満たすこと。

- ・仕様要件に記載の各種インターフェイスを内蔵していない場合は、外付けアダプタ等を併せて提案し、費用に含めること。
- ・変換アダプタを使用する場合でも、必須インターフェイス(USBマウス用、USBメモリ用、LANケーブル用、VGAディスプレイ用、キーボード用)は常時利用可能であること。
(必須インターフェイスを塞がないように構成すること。)

品名等			数量
1 ノートパソコン			66
画面サイズ		15.6型以上	
CPU		Intel Core 5 以上	
メモリ		8GB以上	
内蔵ストレージ		SSD 256GB以上	
通信機能	有線LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T対応、Wake on LAN対応	
	無線LAN	Wi-Fi 6E 対応、IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax準拠、MU-MIMO対応	
インターフェース	USB Type-A	USB3.2 Gen1以上 × 2以上 (Gen1, Gen2, Gen2x2可)	
	LANポート	RJ45 LANポート × 1以上	
	サウンド	ヘッドセット端子 × 1以上	
	備考	USBマウス、USBメモリ、LANケーブルが常時利用可能であること。	
OS		Windows 11 Pro (64bit)	
2 デスクトップパソコン			19
本体サイズ		幅110mm以下 奥行き330mm以下 高さ360mm以下	
CPU		Intel Core i5 以上	
メモリ		8GB以上	
内蔵ストレージ		SSD 256GB以上	
通信機能	有線LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T対応、Wake on LAN対応	
インターフェース	ディスプレイ	VGA必須(HDMI/DPのみの場合はVGA変換アダプタ費用を含むこと)	
	USB Type-A	USB3.2 Gen1以上 × 3以上 (Gen1, Gen2, Gen2x2可)	
	LANポート	RJ45 LANポート × 1以上	
	サウンド	ヘッドセット端子 × 1以上	
	備考	USBマウス、USBメモリ、キーボード、LANケーブル、VGAディスプレイが常時利用可能であること。	
OS		Windows 11 Pro (64bit)	

【ソフトウェア】

4	MicroSoft Office Standard 2024 ※ソフトウェアライセンスは、当院が使用許諾を受けられるものであること。	40
---	---	----

【特記事項】

- ・搬入費を含めること。
 - ・納品機器はすべて新品であること。
 - ・本調達で導入する端末機は導入後1年間を無償保証期間とし、以降はスポット保守とする。
-
- ・売買契約締結後、納品までの間にメーカー開発等による性能向上及び機能付加のある機種が発売された場合は、設置条件等に変更が生じない限り速やかにその情報を当院へ提供し、協議すること。
 - ・落札から納入までの間に調達物品の仕様変更やソフトウェアのバージョンアップがあった場合は、当院と協議の上、最新の仕様にて引き渡すこと。

【調達物品の納入に際し据付工事等が必要である場合】

- ・当院と連携を密にし、機器設置(導入)に係る必要事項について詳細な打ち合わせを行うこと。
- ・据付工事が必要な機器は、据付工事ができる期間が決定し次第、当院と協議の上、納入日を決定する。その際、事前に工事工程表を提出し、当院の承認を得るものとする。又、別途指示のあった場合は、その指示に従うこと。
- ・機器据付時および機器移設時に壁貫通の周囲やその据付部と躯体との取り合いが生じる場合は、当院の指示のもと、病院設備に準じた仕上げとすること。
- ・据付作業・工事についてはメーカーの基準を満たす方法で行い、工事前後の写真を載せた作業完了報告書(任意様式)を納品書とともに提出すること。
- ・機器搬入及び据付工事等に必要とする院内での一般光熱水費についてのみ、原則として当院が負担する。

【納入・設置にあたり当院既存不要機器の撤去等の必要がある場合】

- ・不要機器(納入物品と同種)の撤去・無償引取を行うこと。

【院内既存情報システム等との連携・接続が必要な機器である場合】

- ・当院及び新旧情報システム側担当者と協議の上、詳細な打ち合わせを行うこと。

・納品を完了した時には、当院による検収を受けること。

- ・納入(検査合格)後1年以内の通常使用による故障及び障害に対しては、無償保証とする。
- ・無償保証の対象は調達物品の仕様・内訳を構成する全ての部品・部材とするが、印刷用紙やインク等の社会通念上明らかな「消耗品」であるものや当院側設備に該当するものは除く。
- ・無償保証期間中に生じたトラブルは十分把握し、期間終了前に完全な機能の状態とすること。なお、期間中の故障状況はその都度報告し、承諾を受けること。

・納入先: 経営企画課(情報システムグループ)

- ・契約締結後、直ちに納入先所属担当者へ受注連絡を行い、納入方法の調整を行うこと。
- ・調達物品の納期が判明次第、納入先所属担当者及び財務契約課へ報告すること。
- ・納入は納入先担当者とスケジュール(使用説明・教育訓練含む)等を協議の上、納入先所属の承認後に行うこと。
- ・納入に際し買受人より指示のある場合、作業連絡票(当院様式)を2営業日前までに総務課施設グループへ提出すること。
- ・製造番号のあるものは納入3営業日前までに財務契約課へ報告し、納入時に備品シールを貼付(滅菌が必要な物品等を除く)すること。
- ・当院職員の立会いのもと、調達物品全体の正常動作を確実に確認すること。
- ・調達物品の納品検収後、当院職員に対して使用説明及び訓練を実施し、使用開始時にはその技術を習得できるよう十分な指導をすること。
- ・納入までに隨時経過報告を行い、納入に必要な連絡及び調整等を怠らないこと。

・納入前後に問題が発生した際は、直ちに納入先担当者及び経営企画課へ報告し、買受人及び売扱人関係者協議により迅速な解決を図ること。

- ・その他、当仕様書に記載のない事項については、適宜当院との協議に応じ、誠意を持って対応すること。